

音楽教室における教師および生徒の楽曲の使用により、音楽教室事業者が「公衆に直接……聞かせることを目的」とした演奏（著作権法22条）をしているとされ、演奏権の消尽も認められないとされた事例

—音楽教室事件・第一審—

東京地判令和2年2月28日 平成29年(ワ)第20502、同25300号（判例集未登載）

東海大学 法学部 専任講師 内田 剛

◆事案の概要

本件は、著作権管理事業者であるYが、Yの管理する著作物の演奏等について、音楽教室等からの使用料徴収を開始することとしたところ、音楽教室を運営する法人および個人であるXらが、YはXらの音楽教室におけるYの管理する楽曲の使用に関わる請求権を有しないと主張して、同請求権の不存在確認を求めた事案である。

Xらは、音楽等を教授する契約（以下、本件受講契約）を締結した生徒に対し、雇用契約または準委任契約を締結した教師をして、または個人事業主である者については自らがその教授を行うレッスンを実施する、音楽教室の運営者である。Xらの音楽教室における演奏態様として、Xらが設営した教室または生徒の居宅において、教師および生徒が1対1の個人レッスンまたは1対最大10人程度以下のグループレッスン内で、課題曲を教師および生徒が演奏するなどしていた。

本件では、主に、音楽教室における演奏が①「公衆」に対するものか、②「聞かせることを目的」とするものか、および③演奏権の消尽の成否が争点となっていた。

◆判旨—請求棄却—

1. 音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか

(1) 音楽教室における音楽著作物の利用主体

「Xらの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事

業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。

かかる観点からすると、Xらの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクII事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクII事件最高裁判決の補足意見参照）

「上記……の諸要素を考慮すると、Xらの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体はXらであると認めるのが相当である（なお、Xら……の経営する個人教室は……Xら自身が教師として課題曲の選定、レッスンにおける演奏等をしているので、同Xらが利用する音楽著作物の利用主体は同Xらであると認められる。）」

(2) 利用主体であるXらからみて、生徒は「公衆」に当たるかどうかについて

「音楽教室における音楽著作物の利用主体であるXら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が『特定』の者に当たるかどうかは、Xらが音楽教室のレッスンの受講を申し込むに当たり、Xらとその生徒との間に個人的な結合関係が

あったかどうかにより判断することが相当である。

Xらが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、Xらとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、Xらと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、Xらと生徒との間に個人的な結合関係はない。

したがって、音楽教室事業者であるXらからみて、その生徒は『不特定』の者に当たるものというべきである」

「著作権法22条が『公衆に直接……聞かせることを目的』とする場合に演奏権等が及ぶとしているのは、著作権の経済的利益性に着眼し、そのような場合には、著作物の提示の対象とする者の範囲・人数等が著作物の利用による経済的効用を認めるに足りるものであるからと解される」

「音楽教室における音楽著作物の利用主体であるXら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が『多数』の者に当たるかどうかは、上記……した著作権法22条の趣旨に照らすと、一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、社会通念に照らして、その対象が『多数』ということができるとする観点から判断するのが相当である。

……Xら音楽教室事業者の一つの教室における生徒の数は、……グループレッスンで最大10人程度と認められるが、音楽教室事業者は、継続的・組織的にレッスンを行っており、場合によっては、異なる地域に複数の教室を展開し、一定期間内（例えば、一月のうち）に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講することもあるほか、生徒の中には受講を辞める者もいれば、新たに受講する者もいるなど、生徒の入れ替わりも生じ得る」

「以上のとおり、Xらによる音楽教室事業の実態を踏まえると、Xらからみて、その顧客である生徒は『多数』であると認めるのが相当である」

「したがって、音楽教室における生徒は、利用主体たるXらにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、『公衆』に該当する」

2. 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか

「文言の通常の意味に照らすと、『聞かせることを目的とする』とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏

を聞かせる目的意思があれば足りる」

「レッスンにおいて、Xら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち『聞かせることを目的』として演奏していることは明らかである。

また、生徒の演奏技術の向上のために生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要が……あり、また、グループレッスンにおいては、他の生徒の演奏を聞くことが自らの演奏技術の向上にとって必要であると認められる……。

音楽教室における生徒の演奏は、Xらの管理・支配下で行われることから著作物の利用主体による演奏と同視し得るところ（クラブキャッツアイ事件最高裁判決参照）、上記のとおり、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に『聞かせることを目的』とするものであると認めるのが相当である」

3. 演奏権の消尽の成否について

「知的財産権の消尽が認められる根拠は、①権利の対象となる商品について譲渡を行う都度権利者の許諾を要することとなると、市場における商品の自由な流通が阻害され、取引の安全を害し、②権利者は自ら譲渡する際に譲渡代金又は使用料を取得するなどして代償を確保する機会が保障され、二重の利得を得させる必要がないという点にあり、このような場合に知的財産権の権利者の権利行使を制限することを認める趣旨は、取引の安全と権利者に排他的権利に基づく利得の機会を保障することとの間の調和を図ることにあると解される。

以上のような消尽が認められる根拠、趣旨に照らし、本件において消尽が認められるかについて検討すると、楽譜等……は、その性質からして、購入後に演奏に用いられることがあり得るとしても、楽譜等……の購入者が、これらの楽譜等を使用して『公衆に直接……聞かせることを目的として』演奏するとは限らず、購入者の家庭内における演奏に使用し、あるいは著作権法38条1項などの権利制限規定により演奏権が及ばない態様で演奏される可能性も当然あり得ることである。そうすると、音楽教室のレッスンで使用する楽譜等……が、購入された後に演奏に用いられることが当然に想定されているということとはできない。

また、音楽著作物の楽譜への登載……と、音楽教室のレッ

スンにおける演奏（演奏権）とは、支分権が異なる別個の行為であり、著作物の利用形態も異なるものなので、行為ごとに権利処理することが許されると解するのが相当である。そして、著作権法が、同じ著作物であってもその利用態様ごとに対応する支分権を定めていることに照らしても、異なる支分権である複製と演奏のそれぞれについて対応する使用料を取得したとしても、著作権者が不当に二重の利得を得ていると評価することはできない。

さらに、Xらは、Yには演奏権の対価を含めて使用料を徴収する機会があったことも根拠として挙げるが、楽譜等の複製権に係る使用料を算定する際に、当該楽譜等の購入者がその後演奏権の及ぶ態様で演奏するかどうかを把握することは困難であると考えられることからすると、楽譜等についてはYに事前に演奏権に係る対価取得の機会が保障されているということとはできない]

◆評釈—判決の結論および理由の一部に疑問—

1. 本判決の判例上の地位

本件は、Yによる音楽教室への使用料徴収に関連して広く世間の耳目を集めた事案である。争点の多くは、従来のカラオケスナックやカラオケボックスにおける演奏権侵害の事例と類似しており、当事者の主張は目新しくないようにも見える。しかし、本件では、「公に」要件を通じた演奏権（著作権）の性質論や規範的な演奏主体と「公に」要件を満たす範囲、そして著作権の性質（支分権構成）と消尽との関係なども取り扱われており、従来の判決にはない新たな論点も含まれている。

本判決は、①音楽教室における音楽著作物の利用主体については〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決^{*1}を、②生徒の公衆該当性については〔ダンス教室事件・第一審〕判決^{*2}などを、③音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか否かについては〔カラオケ個室事件・第一審〕判決^{*3}などの従来のカラオケスナックやカラオケボックスにおける演奏権侵害の判決を踏襲している。ただし、①については、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決を複製ではなく、音楽著作物の利用主体の判断に用いる例を追加^{*4}しており、②については、演奏権につき「特定」の者の該当性は「利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断」とするの基準を示し、③につき、「公衆に……聞かせることを目的とする」とは、「公衆に演奏を聞かせる目的意思があれ

ば足りる」ことを明示しているなど従来の判決にはない判断もなされている。また、④演奏権の消尽の成否について本判決は、〔BBS事件最高裁〕判決^{*5}および〔中古ゲームソフト事件最高裁〕判決^{*6}を参照したうえで、知的財産権の消尽一般についてその根拠と趣旨を述べ、楽譜を購入することによる演奏権の消尽について従来の判決にはない判断を行っている。著作権の譲渡権および頒布権以外の支分権の消尽については、近時学説において議論^{*7}がなされているところであり、本判決の判断も注目されている^{*8}。

2. 判旨1 音楽教室での演奏の対「公衆」性

(1) 音楽教室における音楽著作物の利用主体

まず、本判決は、「Xらの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏」について、「音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、……総合的かつ規範的に判断されるべきである」とする。しかし、音楽教室において、Xらとの雇用契約または準委任契約に基づき、その義務の履行としてレッスンを行う教師の演奏と生徒の演奏は分けて考えるべきである。本判決が、前者によるXらの事業遂行のために行う行為をXらの行為としないことには違和感がある。このような場合には、上記レッスンを行う教師は、Xらの手足として行為を行っているものであり^{*9}、その者の行為は、下記のような要素を検討するまでもなく手足論からXらの行為とするほうが簡便であり、妥当である。

本判決は、利用主体の判断における考慮要素として、「利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等」を挙げる。これは、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決の複製の主体についての判断基準と多くの点で共通する。複製の主体を判断した〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決の判断基準を演奏についても適用（転用）することについては、事案が異なるとして批判する見解もある^{*10}。しかし、演奏についてもその規範的な解釈が前提とされており、総合考慮による利用主体の規範的解釈という一般的な解釈を示している〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決の判断基準を演奏について用いることができないとはいえない。

本判決は、「音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、……当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断する」としており、管理・支配下において重要行為が行われ

ることを利用主体判断の要件としている。しかし、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決は、その管理・支配下において、複製の実現における枢要な行為をしている者を複製の主体というのに十分と述べているが、複製の実現における枢要な行為が行われていない場合に、その管理・支配下において、複製の実現における（枢要ではない）行為をする者が、複製の行為の主体にならないとは述べていない。そのため、本判決の基準は、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決の基準に類似するが、それとは異なるものであり、演奏の主体となる者の範囲は、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決の基準によるものよりも狭い可能性がある。

また、本判決は、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決において複製の主体の要素として明示的には考慮されなかった著作物の利用による利益の帰属について、「必須の考慮要素ではないものの、……この点を考慮に入れることは妨げられない」としている。本判決は、同判断において、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決の補足意見を参照しており、同意見では、複製（録画）の主体について「利益の帰属に関する評価が、結論を左右」し得ることを前提としている。また、演奏の主体が問題となった従来の判決（〔ライブバー事件・控訴審〕）でも、利用（演奏）主体の判断において利益性を考慮している（ただし、利用主体の判断基準へのあてはめにおいてである）。

本判決の判断には、〔ロクラクⅡ事件最高裁〕判決の補足意見に判例としての価値が認められたとしても、利用主体性の判断において利益の帰属を考慮に入れることは妨げられないとする理論的根拠が不明であるという批判がある^{*11}。しかし、著作権法は、作者の創作した表現から生じる経済的利益を専有させるよう著作権を定めている^{*12} ^{*13}のであり、著作物の利用から利益を得ているか否かは、著作物の経済的利益の専有を侵奪する行為を行っている者を判断するうえでの考慮要素となり得よう。

（2）生徒の「公衆」該当性

まず、対象が「特定かつ少数の者」である場合に公衆に該当しないとする解釈は、貸与について〔NTTリース事件〕判決^{*14}で述べられており、演奏についても〔ダンス教室事件・第一審〕判決でこれを前提とした判断がなされている。また、この「特定」の者の該当性について「利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断」するとした判決としては、貸与権につき多少言い回しは異なるが〔NTTリー

ス事件〕判決があり、このような解釈は立法担当者の見解^{*15}でもある。

本判決は、公の演奏についてのみ演奏権が及ぶとしているのは「著作物の利用による経済的効用を認めるに足りる」範囲に演奏権を限定する趣旨であるとしている。〔ダンス教室事件・第一審〕判決も同旨を述べている。この「公の」要件の解釈としては、著作権法1条の「文化的所産の公正な利用」に含まれる範囲を定めたものという解釈もあり得る。しかし、先述の著作権（演奏権）の意義や非営利・無料・無報酬の公の演奏を許容する権利制限規定（著作権法38条1項）の存在から本判決のように積極的に権利の及ぶ範囲を画した趣旨であるとの理解のほうが適切であろう。

本判決は、「特定」の者に当たるか否かの判断基準時を「Xらが音楽教室のレッスンの受講を申し込む」時点（「Xら」は「生徒」の誤記か）とし、本件においては「Xらと当該生徒が本件受講契約を締結する時点」としている。そして、本件においては受講申込書によって申し込み、Xらと受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講できることから、「本件受講契約を締結する時点」では、Xらと生徒との間に個人的な結合関係はないとしている。受講契約は、音楽教室において著作物（Y管理楽曲）の演奏がなされることを前提として締結されており、受講契約の締結も「著作物の利用による経済的効用を認めるに足りる」範囲に含まれることことから、本件において、不特定者であるか否かの判断時を「Xらと当該生徒が本件受講契約を締結する時点」とするのは妥当であるといえる。

本判決は、上記の公の演奏についてのみ演奏権が及ぶとしている趣旨に照らし、「一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、社会通念に照らして、その対象が『多数』ということができるかという観点から判断する」とする。このような判断基準は、〔ダンス教室事件・第一審〕判決と同旨を述べるものといえる。しかし、本判決が述べるように単に社会通念に照らして「多数」といえるか否かという基準で判断した場合には、事業実態を踏まえたとしても複数時点の者をまとめて多数という「社会通念」があるとはいえず、ここで上記「公に」要件の趣旨から対象とすべきいわゆる累積多数を含むとはいえない。そのため、〔ダンス教室事件・第一審〕判決同様、著作権法22条の趣旨に照らし、著作権者の権利を及ぼすことが社会通念上適切かどうか、すなわち「著作物の利用による経済的効用を

認めるに足りる」「人数」といえるか否かという観点から判断されるべきである。

本判決は、あてはめにおいて「音楽教室事業者は、継続的・組織的にレッスンをを行っていること」から、生徒は「多数」であるとしている。また、「場合によっては」として、異なる地域に複数の教室を展開し、一定期間内に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講すること、生徒の入れ替わりも生じ得ることなども挙げる。レッスンにおける著作物の利用の対象が、音楽教室事業において「継続的……にレッスンをを行っている」場合には、時間的に累積し得るし、「組織的にレッスンをを行っている」場合には、空間的に累積し得る。その結果として、著作物の利用の対象である生徒が「経済的効用を認めるに足りる」「人数」に到達することになる。なお、本判決は、個人教室については継続的であることのみをもって生徒が「多数」であるとしており、継続的「又は」組織的にレッスンをを行っていることで「多数の者」に対する演奏というのに足りることになる。

3. 判旨2 演奏の「聞かせることを目的」該当性

本判決は、「公衆に……聞かせることを目的」とすることの解釈について、「公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りる」として、立法担当者の見解と同旨を述べる^{*16}。また、その演奏を聞かせる目的意思を「演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りる」としており、個々の生徒の内心は、その判断を左右するものではないとする。しかし、その目的意思は、演奏が行われる外形的・客観的な状況から判断されるため、結局のところ個々の教師または生徒の演奏の状況から公衆に演奏を聞かせる目的意思の有無を判断することになる。本判決も結局、そのように判断している。

本判決は、あてはめにおいて①教師が生徒に対して行う演奏、②生徒が自ら聞くための演奏および③生徒が他の生徒に対して行う演奏のすべてを「聞かせることを目的」とするものであるとしている。①③についてはさておき、②については、生徒の演奏が音楽教室による演奏と同視できるとはいえ、演奏者と公衆が同一人である場合に、その演奏が行われる外形的・客観的な状況から、音楽著作物の利用主体から見ても、その相手である「公衆に演奏を聞かせる目的意思」があるとはいいづらい。この違和感を演奏主体性に関連付けて指摘す

る見解^{*17}もあるが、これは「公に」要件の解釈の問題である。この点について、〔カラオケ個室事件・第一審〕判決では、特にカラオケボックスにおける歌唱について、実際に歌唱をする顧客の演奏も「公衆に直接聞かせ、見せることを目的とする」ものとしているとも読める判断を示している。しかし、事実関係および当事者の主張においては、必ずしも単独でのカラオケの歌唱（演奏）を想定しておらず、前記②のように演奏者と公衆が同一である場合を意図的に含んだ判断とはいいづらい。Yの主張で引用する〔カラオケ個室事件・控訴審〕^{*18}判決の「歌唱を行ってこれを聴くこと」という判示も単独でのカラオケを想定したものか否かは明らかでなく、またそれは著作権法施行令附則3条1号の「音楽を鑑賞」に該当するかどうかの判断におけるものであり、「公に」要件の解釈として述べたものではない。

4. 判旨3 演奏権の消尽の成否

本判決は、消尽の根拠として取引の安全と二重利得の不要を挙げ、その趣旨を取引の安全と権利者の排他的権利に基づく利得獲得の機会の保障との調和に求めている。この理解は、判例（〔BBS事件最高裁〕判決および〔中古ゲームソフト事件最高裁〕判決）の考え方を整理したものである。

消尽は、民法1条1項の「私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ」という要請から、市場における商品の自由な流通の確保という公共の福祉のために、著作権の行使を制限しようとするものである。消尽の判断において、権利者に利得獲得の機会があったかを考慮するのは、それが公共の福祉による制限を許容する根拠となるためである。そして、〔中古ゲームソフト事件最高裁〕判決においては、「著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要することになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され」ることに消尽の根拠が求められていた。そのため、譲渡の都度、譲受人による利用に許諾を要するとは言いえない場合やそれを要するとしても非常に容易に許諾が得られる場合など許諾の必要性が市場における商品の自由な流通を阻害しない場合には、排他的権利に基づく利得（仮にそれに先立って利得獲得機会があり、その利得が二重利得と評価可能であったとしても）の獲得が妨げられることはない。その場合には、市場における商品の自由な流通という公共の福祉への適合性が問題とならないためである。

なお、著作権と所有権との調整として消尽を根拠づけ、著

作者の利益を害さない限り（一般的な利用態様または価格差別が可能である場合）において有体物の使用収益処分権を保障するものとして消尽を説明する見解^{※19}があるが、消尽については、市場における商品の自由な流通の阻害要素^{※20}である許諾の必要性に目を向けるべきである。本判決が述べるように、著作権法22条の「公に」要件に該当しない演奏や同法38条1項の非営利・無料・無報酬の演奏が想定される。そのため、本件での楽譜等の購入者は、多くの場合にその楽譜等の演奏のために著作権者の許諾を要せず、またはYによる包括契約のような許諾の仕組みによって非常に簡便に許諾を得ることができる。これらを考慮すれば、仮に著作権者に演奏についての利得獲得の機会があったとしても、許諾を要するとはいえないか、譲渡を行う都度許諾を要するとしても市場における商品の自由な流通が阻害されるとはいえず、公共の福祉に適合しないとして楽譜等の譲渡によってその楽譜の演奏に演奏権が及ばない、とはいえない。

また、本判決は、異なる支分権である複製と演奏のそれぞれについて対応する使用料を取得したとしても、著作権者が不当に二重の利得を得ていると評価できないとする。著作権法が、著作権につき支分権の構成をとっているのは、利用者の予見可能性を高めるとともに、著作者に専有させるべき利用態様を具体的に示すためである^{※21}。各支分権は利用態様ごとに各々独立した経済的価値を対象としており（著作権法

61条の一部譲渡として支分権単位での処分も可能である）、ある支分権に基づく利得獲得がなされたからといって、他の支分権に基づく利得獲得を認める必要がないとはいえない。なお、この点は、支分権が別人に帰属している場合を想定すれば容易に理解できるであろう。本判決の上記判断は、音楽著作物の複製（録音）の許諾のための使用料によって、客等の歌唱について著作権者の許諾なく自由になし得るとはいえないとした〔クラブキャッツアイ事件最高裁〕^{※22}判決とも整合しており、妥当である。

なお、著作権法21条以下の支分権規定および同法30条以下の権利制限規定は、公共の福祉に適合するよう定められており、消尽を通じてその適合性を重ねて考慮する必要性は存在しない^{※23}。

後記 本稿脱稿後に本件控訴審判決^{※24}の判決文が公開された。控訴審判決は、生徒の演奏の「公衆に直接……聞かせる目的」を否定し、音楽教室における生徒の演奏の主体は生徒であるとして、Xらの請求のうち生徒の演奏についてYがXらとの関係で請求権を有しないことを確認すると本判決を変更している。控訴審判決のこの結論、理由ともに疑問があるが、詳細は別稿にて論じることとしたい。

（うちだ つよし）

※1) 最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁。

※2) 名古屋地判平成15年2月7日判時1840号126頁。

※3) 東京地判平成10年8月27日知財集30巻3号478頁。

※4) 従来の判決として、〔ライブバー事件・控訴審〕知財高判平成28年10月19日平28(ネ)10041号。

※5) 最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁。

※6) 最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁。

※7) 例えば、愛知靖之「譲渡以外の行為と著作権の消尽」著作権研究45号4頁以下（2018年）。

※8) 横山久芳「音楽教室等における著作物の演奏をめぐる法律問題」法教479号59頁（2020年）。

※9) 「手足に近い強い管理支配が及んでいる」と評価するものとして、土肥一史「判批」コピ711号27頁（2020年）。

※10) 安藤和宏「判批」別冊ジュリ242号174頁（2019年）。

※11) 上野達弘「判批」L&T88号29頁（2020年）。

※12) 水野錬太郎は、「此ノ権利ノ基礎ハ、……著作者ヲシテ其ノ著作物ヨリ生ズル利益ヲ専有セシメントスルニアリ」とする（『著作権法要義』13～14頁（明法堂、1899年））。

※13) 理論的根拠が不明であるとした見解は、このような著作権の理解を否定する（前掲※11・上野34頁）。

※14) 東京地判平成16年6月18日判時1881号101頁。

※15) 加戸守行『著作権法逐条講義〈六訂新版〉』73頁（著作権情報センター、2013年）。

※16) 前掲※15・加戸・187頁。

※17) 前掲※11・上野35頁、橋本阿友子「判批」ジュリ1547号83頁（2020年）。

※18) 東京高判平成11年7月13日判時1696号137頁。

※19) 前掲※7・愛知4～10頁。

※20) 消尽する譲渡権および頒布権が、共に市場の流通をコントロールする権利であると示すものとして、前掲※9・土肥29頁。

※21) 後者につき前掲※15・加戸182頁。

※22) 最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁。

※23) これに対して、一部の自由使用の根拠として消尽を挙げる見解として、前田健「著作権法の設計思想」著作権研究44号127～128頁（2017年）。

※24) 知財高判令和3年3月18日令2(ネ)10022号。